

# 經濟論叢

第 159 卷 第 5・6 号

---

R.モールの社会概念(1).....	長 屋 政 勝	1
日韓接続産業連関分析.....	中 島 章 子	27
味の素の国際マーケティング(1).....	太 田 真 治	48
1950-60年代日本自動車工業における 技術導入過程の史的數量分析(2).....	矢 野 剛	65
日本の企業金融制度の効率性.....	黄 圭 燦	78
鉄鋼業における硫黄酸化物排出削減への 各種環境政策手段の寄与(1).....	松 野 裕	100
中国地域間の雇用成長格差の動向と 人口移動パターンの変動.....	戴 二 彪	121

学 会 記 事

---

平成9年5・6月

京 都 大 学 經 濟 學 會

## R. モールの社会概念（1）

——初期ドイツ社会統計における社会・統計概念——

長 屋 政 勝

### はじめに

一国における社会経済統計の形成・展開にはさまざまな促進要因が時期と地域の特异性を帯びつゝ作用する。この中で、資本主義的社会経済圏の出現と伝播が最大要因であり、かつてない巨大で動態的な生活圏の中に生起する広範な事例や事象に対しては組織的継続的な観察が必要であり、このために国家統計の形をとって統計観察網が形づくられてゆく。この客観的な要因とは別に、他方の看過できない要因として、この社会経済圏それ自体をこれまでの社会体制とは異質な存在・運動体として意識し、その特异性を分析するという理論的活動の開始がある。社会に関する数値情報の蒐集、社会に対する理論的概念化、この二つの過程が合さって初めて、社会についての組織的数量観察＝社会経済統計作成の計画的体系的展開がひき出され、統計調査機構と統計理論の形成・完成化がおし進められる。これが社会統計の発展にみられる一般的経過ではあるが、これにはそれぞれの国の歴史的・地域的特异性がからみ、さまざまな個性ある統計作成体制や統計理論が現われてくる。こゝに、統計が数量一般ではなく、とみに歴史的社会的特性をもった数量としてうみ出される根拠がひそんでいる。

ドイツにおける社会経済統計の展開を問題とする場合、以上の経過は次のような特异性を帯びて進行する。19世紀初期の強力領邦国家での統計作成開始後、しばらくの中断期をはさみ、国家・国家諸制度から社会を分離させ、それを前

者とは異質な独自の有機体とみなし、その細部・末端にいたる観察網を張りめぐらせる、という動きが出てくる。このことによってしか、1840年代以降姿を現わし、時として動乱をひき起し、場合によっては国家の存続をもおびやかす不気味な存在の正体を掴むことができないからである。これを国家制度とは別のゲゼルシャフトとして規定し、その形態、構造、関連を解明することによって、問題の所在をつきとめ、近代化推進の諸施策の目標を定めてゆかねばならない。19世紀40年代以降の社会的激動を経験する中で、ゲゼルシャフトの全体網羅の捕捉、その数量的具体像の獲得を契機にして各領邦国家に統計局の設立が続く。これは、ドイツに伝統的な国家記述(同状論)から社会に対する実証的経験科学として統計学が変質してゆくプロセスと重なる。この経過があって、19世紀70年代以降の社会経済統計の充実と統計理論の確立が可能となる。

本稿は以上の経過の中で、国家諸制度から社会の分離を説き、社会に対する経験的研究の必要を訴え、このことによって後にドイツ社会統計展開のための理論的飛躍台を提供することになる、19世紀30-70年代に活躍したドイツの国法学者ロベルト・モールの社会概念と社会理論を検討する。モールのゲゼルシャフト概念、社会科学とその体系、その中で社会統計(学)の性格づけと位置づけに関する所論をとり挙げ、吟味することにより、ドイツ社会統計成立の歴史的特殊性を解明する手掛りが与えられるものと考えられる。

## I 社会統計と R. モール

1. 先進ヨーロッパ諸国に比し、19世紀前半ドイツにおける社会経済統計作成・利用体制の立遅れは否定できない現実であった。その理由は、何よりもまず統一的国民国家形成の頓挫と停滞により、全ドイツにまたがる統計作成体制が現実に必要なとされず、領邦国家や都市社会、地域的共同体や閉鎖的地主領といった大小それぞれの小宇宙ミクロコスモスの中で、定期的組織的調査は不可欠のものではなく、既成行政制度や諸団体・組織を通じた住民目録や業務記録、等によって当座必要な行財政や司法の基礎資料は確保可能であったからである。これらをこ

えて全ドイツにまたがる統一的な社会統計作成はこの段階では現実的要請とはなりえなかった。既に1840-50年代にかけ、ドイツ全土にまたがった統計調査の中央省庁 (Centralstelle) の重要性和必要性が少なからずの論者によって提唱・復唱をされながらも、72年にいたるまで実現しえなかったのは、こうした事情による。例えば、1848/49年フランクフルト国民議会でも、全ドイツにまたがる定期的な人口調査・諸社会統計調査の実施がさげばれ、懸案の憲法草案にも、<sup>ライヒ</sup>帝国権力は人口調査を初めとする定期的な統計調査を実施しなくてはならない、とする一項を挿入しようとする動きがあったほどである<sup>1)</sup>。だが、国家統一、憲法制定はもとより、全国にまたがる統計調査機構などは実現すべくもなかった。とはいえ、三月革命以降、各国に統計調査機関の設立が続く。それ以前にはプロイセン、バイエルン、オーストリア、ヴュルテンベルクに限られていた公的調査機関が中小領邦国家にも波及してゆく。こうした動きの結果、72年帝国統計局成立時までには主要な国々には独自の調査機関が設けられ、22国・3自由都市中、統計局をもっていなかったのは5ヶ国に限られていた<sup>2)</sup>。このことは、革命の社会的動乱とそこからもたらされた社会構造の変化を眼の当たりにして、これに迅速に対処し、それなりの国内改革を進めてゆくうえで、旧来の資料・情報蒐集体制では不十分であり、統計調査を所轄する独自の公的機関とそれによる正確な現状把握の必要性を各国政府当局が感じとり、それに

1) 国民議会 (Nationalversammlung) では開会早々から全ドイツにわたる行政統計の作成が大きな問題とされた。5月23日の会議ではB. ヒルデブラントが「議会は早急に統計国家局 (st. Nationalbureau) の設立を望む」とする提案を行っている。その後、v. レーデンが中心となって「国民経済委員会」の中に統計専門家の会合が設けられ、あるべき社会経済統計をめぐる種々の議論がくり広げられた。国民議会での統計問題のとり扱いについては、J. Fallati, *Stand der administrativen Statistik in Deutschland in Jahre 1848-49, Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 6, 1850, S. 712 ff. で詳しく紹介されている。実現にはいたらなかったが、憲法草案の中に、国は定期的な統計調査を実施すべきである、とする一項を入れるよう提案されるまでになる。これを主張した論者にはヒルデブラントの他に、M. モールがいるが、彼は本稿でその所論をとり挙げる R. モールの次々弟で、同じく国民議会員、後には帝国議会員として活躍し、営業制度や関税問題に詳しい経済学者として知られている。

2) Sachsen-Meiningen, Mecklenburg-Sterlitz, Waldeck, Schaumburg-Lippe, および Lippe の5国であるが、このうち Waldeck はプロイセン統計局が、その他では政府当局が直接調査に当たった。従い、ドイツ全上のそれぞれの地域で公的調査網は用意されていたといえる。

動かされたことを物語っている<sup>3)</sup>。

各国での調査機関の設立と活動開始を基本条件にして、19世紀後半ドイツにおける社会統計拡充には日ざましいものがある。当初の遅れは早急に克服され、わずか半世紀後の19世紀90年代には、政府行政統計（帝国統計と各国統計）や都市統計、各省庁や機関・団体の特殊統計や業務報告、諸結社・グループのアンケート調査や実態調査報告——これら質量の充実とそのための重層的な統計作成体制を備えることになったドイツ社会統計は先行していたヨーロッパ諸国の統計を凌駕するまでになる。これを歴史の偶然として片づけることはできない。

問題はこの急速な社会統計の展開をもたらした契機である。ドイツ各地に公的な調査機関を設立させ、その活動をいち早く拡充させた客観的条件とは何であったのか。これには外的刺激（例えば、国際統計会議やベルギーでの先例）を受けつつも、それをとり込み消化しながら内面的な統計作成運動をよび起してゆく内的主体的条件が重要である。この条件は多様であるが、少なくとも以下の5点が指摘されねばなるまい。

第1に、既述のように、何よりも資本主義的経済社会の急速な発展が根底にあり、これまでにない巨大で動態的な社会経済圏の出現がある。19世紀初頭来のプロイセンの諸改革、1834年の関税同盟発足、66年北ドイツ連邦結成、等々を国民国家形成の足掛りにしつつ、71年1月帝国成立にゆきつく。この過程の中で、小宇宙とは次元の異なった巨大生活圏の出現があり、これまでみられなかった規模で種々の社会的事例・事象・過程が激しい変化を伴って現われてくる。いわゆる社会的集団現象の発現と伝播である。かゝる規模の大きさと変化の激しさを特徴とする集団現象を網羅的に据えうる資料は統計をにおいて他には

3) これは1840年来活発になり、48年に頂点に達した政治的動きのもたらしたものであり、世論や議会、また政府自らも国家の状態についての説明を必要とした結果、数多くの統計官庁 (st. Amt) の設立がみられたとされる。G. Seibt, Statistik, *Die Entwicklung der deutschen Volkswirtschaftslehre im neunzehnten Jahrhundert*, Teil 2, XXXVII, Leipzig, 1908, S. 15. また、足利末男『社会統計学史』三一書房、1966年、82ページ以下、を参照。

ない。継続する社会の動き (歴史) は統計によってしか捕捉されえない。

第2に、この新たな社会体制のもとで、営業や職業選択の自由、結社の自由、移住の自由が進み法的にも保証されてゆく。こゝに、個人や世帯、農家・工場・商店、諸団体・組織・組合は自立した独自活動主体として現われ、自らの権限と責任のもとで自由な経済、社会、政治、文化活動をくり拡げてゆく。これら個別主体を核 (細胞) にして、さらに複雑な関係や組織体が形成され、複合的重層的な社会共同体=社会生活圏が成立してくる。これら全体の大きさ、構成や関連、変化を捉えるためには、間歇的で局所的な観察ではなく、社会的な生活圏を構成し、社会的集団現象の単位となる上記個別主体をひとつひとつ計数・計測する作業が不可欠となる。統一的基準にのっとり組織的に継続的な全体調査が必要となる。これを専門業務とする独立の行政機関として統計局 (statistisches Bureau) が設立されねばならない。

第3に、資本主義体制下では、これまで個別例外的としかみられなかった事例・事象が集団現象とし大量にうみ出されてゆく。いわく、農民貧乏化・小作人問題、高利貸の侵蝕、小経営や家内工業・手工業の零落、労働条件・環境の悪化である。さらに新たに、工場生産での婦人・児童労働、低賃金や長時間労働、労働災害・疾病、都会での衛生・住宅事情、労働者のプロレタリアート化、救貧制度、移民、等々といった、後にいわゆる「社会問題」 (Sozialfrage) とよばれる、資本主義的経済発展に付随する負の部分加わってくる。これら社会的矛盾の発露を前にして旧来の業務報告や記録による、受け身の間接的な資料ではその実態を正確かつ全体的に捕捉し切れない。政府当局自らが問題の所在を探し当て、積極的に調査網を張りめぐらさないことには暗部は隠されたまゝ残る。統計局の活動が国家的営為のひとつとして定着してゆく<sup>4)</sup>。

第4に、統計局は統計調査の指導機関ではありえても、調査現場で個人や世

4) 関税同盟統計に始まり、<sup>カフカ</sup>帝国統計にゆきつく社会統計の展開。および人口統計から犯罪統計までの個別領域における拡充については、*Statistik des Deutschen Reichs, Neue Folge*, Bd. 101, 1897, で詳細な総括がなされている。

帯、農家や諸経営体を掴みうるわけではない。それは当該地域の地方自治組織にゆだねるしかない。地方自治組織を国家行政にとり込み、前者が実際の調査の受け皿として機能するシステムが完備していなくてはならない。つまり、<sup>ライヒ</sup>帝国—<sup>グマインデ</sup>領邦国家—州—県—郡—市町村という縦の行政ラインが成立・機能して初めて、全国規模の網羅的な調査が実現されえよう。1808年シュタイン市制改革に始まり、20-30年代に基礎が固まったとされるプロイセン地方行政機構であるが、これを模倣しつ、北ドイツ連邦結成や<sup>ライヒ</sup>帝国形成後もプロイセン主導型のドイツ地方行政体制が整備・完成してゆく。このことが各種センサスを初めとする大規模な国家統計実現のための条件となる。初期の一連のセンサスにおいて、調査がドイツ皇帝の指令によって発動する形をとりながらも、他方で調査票の配付・回収は当該諸地域の市町村役場（*Gemeindevorstand*）の責任とされていた。従って、人口センサスや営業調査を企画する段階で全国にまたがる詳細な市町村目録（*Ortschaftsverzeichnisse*）作成が急務とされ、後述する「関税同盟統計拡充委員会」でもその重要な検討課題となるわけである<sup>5)</sup>。この完成は地方行政組織の確立と国家行政制度へのそのとり込みなしには不可能である。

第5に、ところで、19世紀前半ドイツでは近代的統計調査の萌芽ともみなされうるようなものがなかったのかといえ、決してそうではない。プロイセン、バイエルン、ヴェルテンベルク、また関税同盟、等においては当該国家内での国民生活と地勢把握のため種々の調査活動の経験と実績をつみ重ねてきていた。これら全てを目的や様式の点で近代的調査と同じ性格のものともみことは難しいが、これらの経験は継承され、1869年から開始された「関税同盟統計拡充委員会」での議論に盛込まれてゆく。ドイツ統一を先取りし、関税同盟統計を軸にして統一後の諸社会調査のあり方・様式を検討するために始まったのがこの

5) 「関税同盟統計拡充委員会」(Die Kommission zur weiteren Ausbildung des Statistik des Zollvereins)では、既に1870年2月9日の第20回委員会において、関税同盟国にある市町村の詳細な日録公刊を、遅くとも75年までに完了することが望ましい、との諮問を行っている。*Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 14-5.

拡充委員会であった。各国関税大使や統計局長の他に、多くの経済学者や統計学者の参加のもとでの議論の中から、ドイツ行政統計の骨組みが設計されてゆく。これがあつたがゆえに、国家統一直後の71年末に早くも人口センサスが実施可能となり、75年からは5年ごとに定期化され、続いて78年にはドイツ全土の農業統計(土地利用と収穫高調査)、79年の商業統計の拡充、さらには82年のセンサスとしての職業=営業調査が実施可能になったわけである。統一以前に、局所的部分的にはあるが、プロイセン王国、関税同盟、また北ドイツ連邦では調査対象の集団規模の点でヨーロッパ他国に較べて遜色のないいくつかの調査実例を残していた。このことは、1871年後に新たに統計作成機構を創出する必要とその試行錯誤を省き、各国の既成調査組織を利用して、全ドイツ規模の調査にすばやく着手し、それを改善・発展させてゆくのに大きく役立ったと考えられる。このことは、後の諸センサス実施に際し、調査票原案(Formular)なり調査実施要綱は帝国統計局の手によるも、調査票の実際の作成を始め、具体的調査のやり方は全て各国統計局の裁断にまかせられ、このことが調査がスムーズに完遂された一因となってゆく。

以上の5点は社会経済統計の展開を促す客観的要件と考えられる。さらに加えれば、こうした公的統計を希望し関心をもち、場合によってはそれを利用し、社会批判や分析、政策提唱を行う意欲・能力をもった市民層と世論の形成もあろう。統計が当局の内部資料に留まったり、さらには歪曲・悪用されたりすることなく、いわば社会の共有物(公器)として認められ、利用されてゆく動きが出てくることである。

だが、客観的条件とは別に、もう一点決して看過できない理論的な性格をもった要因が残されている。しかも、これは後のドイツ社会統計思想・理論はもとより、社会経済統計そのもの、内容をも特徴づける基本的要因とみなされるものである。それは19世紀50-60年代のドイツ社会学者の間でくり上げられた社会と社会科学をめぐる一連の議論に他ならない。人間の共同生活の独自のあり方として社会があり、その固有の学問として社会科学を構想し、さらに

はその具体像を獲得すべく社会の数量化=社会統計作成をいかに行ってゆくべきか、これはドイツにおいては19世紀後半になってようやく本格化する問題であった。というのは、人間生活のあり方や形態、秩序や規則、等をめぐるこれまでの議論は、ドイツでは国家とその基本制度にかゝる問題として、多くが国家科学 (Staatswissenschaft) が扱う論題の中に吸収されるものと考えられてきた。国家科学の枠内では、経済現象や社会問題は全く萎縮した形でしかとり挙げられず、例えば経済については、わずかに経済行政 (Wirtschafts-Polizei) と財政学 (Finanzwissenschaft) の問題としてしか扱われなく、後に社会学が論ずる社会のあり方、形態や構成、関連や法則をめぐる議論などは初めから異端視され、社会経済現象を独立に論ずる科学の存在は無視されていた。つまり、当初、社会 (société) なるものは国家の存在と重みの下に埋没・圧縮され、その独自の構成と運動を真正面から論ずることはなく、あえて社会を問題にするのはフランス思想からの悪しき影響とさえみなされていた。このような中であって、統計学も実証的社会科学としてではなく、国状論の名のもとで国家基本制度の特徴記述を本来の課題にもつとされていた。

統計学をも含んだ経験的社会理論の形成には、人間共同生活の様式・形態が国家生活のそれのみによってはくみ尽されず、個人生活や国家生活とは異質な独特の存在のあることをみ出す過程が不可欠となる。いはゞ、社会の発見であり、これがあって初めて社会統計を含めた社会科学的認識の本格的な展開が可能になる。なるほど、ドイツ啓蒙思想の文脈で、国家とは別に「市民社会」について語られることはあった。しかし、それはあくまで国家統合の前段にある構成員 (臣民) 相互の利益結合にすぎず、実体の薄い人間関係のひとつとしてしか論じられなかった。国家臣民の中には物的生活条件に規制された諸集団の対立・拮抗があり、これが人間共同社会の全体=社会構成体のあり方と動きを左右する大きな力をひめ、時として国家の存立や形態、動きをも決するものとする観方はなかった。社会という重層的で動的な構成物の存在の無視である。

フランス革命に始まる19世紀前半のヨーロッパの社会的激動は国家と社会、両者の関連に対する根本的問い直しを誘発する。この動きは統計学の性格をめぐる議論にまで波及する。国家科学の末端におかれながら、ともかくもアカデミーでの学科として認知されてきた国状論は、この社会的動乱に直面しながら何らなす術をもたず、その現状把握能力や予測能力の無能さを暴露せざるをえなかった。ナポレオン軍に蹂躪されたドイツのみじめさを眼の前にして、国状論と政治学の破産を宣告せざるをえなかった「リューダーの悲劇」<sup>6)</sup> (1812年) とよばれる出来事がこれを象徴する。

国状論が経験的実証科学へ飛躍する、つまり国家基本制度の体系的記述から社会構造と関連、変化の実証的研究＝統計学へ発展するうえで、ひとつの理論的開拓が必要である。国家の存在とその制度を規制し、時には国家権力をも転覆させるエネルギーをひめた独特の構成物を意識的にとり出し、その理論的分析に着手することである。19世紀中葉、ドイツ思想界で集中してなされた社会と社会科学をめぐる議論は、当然のことに統計学をもまき込み、社会と統計とのかわり、社会統計学の性格についての真摯な検討をよび起こす。特に1848年三月革命はこの動きに拍車をかける。これに前後して多くの論者によって社会の概念化とその実態把握のあり方についての模索が続く。社会経済統計と統計理論構成へ向けての本格的とり組みが始動する。K. クニース、L. シュタイン、J. ファラッティ、R. モール、E. エンゲル、A. ワグナー、J. E. ワッポイス、E. ヨナク、G. リューメリン、B. ヒルデブラント、G. シュモラー、等々の論者がこの問題に関与してくる。その多くは歴史主義と有機体說的性格をもった社会統計理論を構成する。就中、モールこそはこの渦中においてこの問題に勢力的なとり組みを示し、社会の発見と概念定式化に努め、国家科学から社会科学を独立させ、なお国状記述とは別に社会現状把握のために社会統計の必要を説くことになる。西南ドイツ自由主義を背景に、国法学の研究者として

6) これについては、拙稿「社会統計的認識の胎動」【経済論叢】(京都大学)、第151巻第1・2・3号、1993年3月、23-4ページ、を参照。

出発したモールは、後述するように三月革命とフランクフルト国民議会を身をもって体験し、この社会の変化に対処するうえで旧来の国家科学の限界につき当たる。国家よりも社会を優先させ、国家科学から社会科学を解放し、行政統計制度と社会統計の拡充によつて的確な現状分析と把握を志向するのがモールの社会理論である。モールのこの理論を吟味することにより、社会統計形成の契機のありかゝ明らかにされ、ドイツ社会統計の個性的特徴が掴みうると考えられる。社会を国家とは独立の存在であることを認め、社会の目的、形態と構成、関連と秩序を理論的に解明し、かつその数量的具体像獲得の方針をうち出し、またこのことによつて社会統計作成の目的、対象、様式を確定してゆくことが可能になるからである。

ドイツにおける社会統計(学)の急進かつ充実した展開を促した要因はいずれもそれぞれが独自の研究に値する重要性をもっている。こゝでは、以下、最後にとり挙げた理論的要因を重視し、ドイツの社会変動の中で社会、社会科学、社会統計がどのように構想、理論化されていったかを検討する。この問題に関して恰好の検討素材を提供するのがモール社会理論である。

2. モール (Robert Mohl)<sup>7)</sup> はベンジャミン・フェルデナンド・モールとルイザ・フリーデリカの長男として1799年8月17日、シュトゥットガルトに生まれた。当地のギムナジウムをへて、1817年テュービンゲン大学入学、19年ハイデルベルグ大学、さらにゲッチンゲン大学にて、主に法学、国家科学、歴史学を修学する。テュービンゲン時代には大学図書館に自由に出入りし、豊富な文献知識を身につける。1821年8月立憲制の現代的問題に関するラテン語による論文、*Discrimen ordinum provincialium et constitutionis repraesentative, Tubingae*、によつてテュービンゲン大学より法学博士号を受ける。ドイツ各地

7) 以下、モールの活動の概略説明には、E. Angermann, *Robert von Mohl 1799-1875, Leben und Werk eines altliberalen Staatsgelehrten*, Neuwied, 1962, Kap. I, を参照にする。これはモール自身の回顧録 (R. Mohl, *Lebenserinnerungen*, 2 Bde, Stuttgart u. Leipzig, 1902) をも材料にした克明なモール伝となっている。ごく簡単な経歴と業績については、C. Meitzel, Mohl, Robert von, *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 4. Aufl., Bd. 6, 1925, S. 614-5, で紹介されている。

やブラハ、パリなどへの遊学を経験した後、1824年3月30日私講師をへないまゝ、チュービンゲン大学法学部助教授に就任する。27年同大学国家経済学部正教授<sup>8)</sup>、38年から8年間は同大学図書館図書主任 (Oberbibliothekar) を務め、大学図書館が実際に有用なものとなるよう多くの困難を解決した。32/33年には、大衆貧困と社会政策を論じた行政学の主著、*Die Polizei-Wissenschaft nach den Grundsätzen des Rechtsstaates*, 2巻本 (第二版以降は3巻本となり、1866年に第三版を重ねる) を刊行する。さらに26年から、*Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft*, の発刊・編集に当たり、また35年から発刊の、*Kritische Zeitschrift für Rechtswissenschaft und Gesetzgebung des Auslandes*, の編集に加担し、また何よりも自ら発刊責任者となり、チュービンゲンの他の4教授との共同のもとに、*Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, を1844年から刊行させることになる。法学 (特に国法学)、国家科学研究者として充実した前半生であったと考えられる。

モールはその父親同様、以前から政治の舞台で活躍したいとする希望をもっていた。その最初の経歴は、父親の死を受けて1845年、Balingen 行政区からヴュルテンベルク国会 (Landtag) 議員に選出されたことに始まる。ところが、内務大臣との不和、またヴュルテンベルク王国の政治体制批判が理由となり、45年12月教授資格を剥奪され、大学を懲戒免職となり、ドナウ郡ウルムの行政官に左遷される。この点、チュービンゲン大学国家経済学部創設者のひとりでありながら、その政治的言動のゆえに追放されたF. リストと同じ運命をたどることになる。数年後に、両者はミュンヘンで邂逅し、親交をあたゝめる機会をもったとのことである。47年春から秋にかけイギリスへ遊学し、かの地で、

8) この国家経済学部 (Staatswirtschaftliche Fakultät) は、既存の法学部とは別に、国家業務 (Staatsdienst) 遂行に必要な知識の研究・教授を目的に、1817年10月に設立された。これにはF. リストが大きく富与し、同学部の「精神的父親」のひとりとされている。*Statistik der Universität Tübingen*, hrsg. von dem K. Statistisch-Topographischen Bureau, Stuttgart, 1877, S. 11. K. E. Born, *Geschichte der Wirtschaftswissenschaften an der Universitäten Tübingen*, Tübingen, 1967, S. 11-2. なお、同学部は1882年には、国家科学部 (Staatswissenschaftliche Fak.) に名称を変更する。

議会制度、自治組織、救貧制度、等を学び帰国し、47年秋ハイデルベルク大学国法学教授に就任、61年までその職を務めることになる<sup>9)</sup>。

ハイデルベルク赴任後、間もなく再び政治の舞台に登場することになる。1848年5月18日フランクフルト・アン・マインのパウロ教会を会場にして開かれた「ドイツ憲法制定国民議会」に、ヴェルテンベルクの選挙区 Mergentheim-Gerabronn 選出議員として送り出されることになる。こゝでは、モールの政治的立場は、チュービンゲン時代の同僚ファラッティ、同郷人G. リューメリン、ミュンヘンの経済学者F. v. ヘルマンらと共に「中央左派」(das linken Zentrum) に属し、極左的な急進派ともまた反動的な右派とも見解を異にする。中央左派の多くは「ヴェルテンベルガー・ホーフ」や「アウグスブルガー・ホーフ」に結集し、国民議会に制憲権のあることを前提に、国民主権論を採りながら、現実的政策として議会主義的君主制をうち出していたグループであり、南ドイツの自由主義的政治感覚を身につけ、当地の<sup>バルテイクラリスト</sup>地方分権主義者達の拠点となっていた。モールは同派を代表してF. D. パッサーマンやF. C. ダールマンの主宰する「憲法委員会」に参加、国民基本権のあり方の検討を通じ、憲法草案作成に尽力する。さらに48年6月29日には、臨時中央政権の長としての<sup>フライ</sup>帝国摂政ヨハン大公(初代オーストリア皇帝フランツの弟)のもとでライニンゲン内閣が生まれ、その司法大臣(Justizminister)に就任することになる。しかし、49年3月28日フランクフルト憲法を提示した他、国民議会は実質的に実りある成果を収めることなく、やがてプロイセンとオーストリア政府に主導された反革命勢力に押しまわれ、撤退を余儀なくされる。49年5月初旬、反動側の攻勢と国民議会支持勢力の抵抗(いわゆる五月蜂起)の始まった早々の10日、モールは職を退き、17日には後職をJ. H. デットモルトに譲り、30日国民議会

9) チュービンゲン大学を免職になったモールのハイデルベルク大学就任は、1830-40年代に多数の気鋭の人材が同大学に招聘された人事のひとつであり、このことによってこれまで弱体だった同大学の自由主義的教授グループの強化がもたらされたとされる。この結果、「公けの考えでは、40年代にハイデルベルクは西南ドイツ議会自由主義の精神的本部としてフライブルクにとって替った」(E. Wolgast, *Die Universität Heidelberg 1386-1986*, Berlin u.a., 1986, S. 100.)といわれる。

議員を正式に辞めることになる。この間の出来事は、三月革命に関する F. エンゲルスの筆による1852年9月24日付の「ニューヨーク・デイリー・トゥルビューン」紙への寄稿文で「名誉ある紳士諸君が、何百人となく逐電した」と揶揄されるところの事態だったろう。その後6月下旬のゴータ会議に出席した後は、国民議会とは縁を切り、7月中旬ハイデルベルクの学研生活に戻る。

国民議会議員としてはみじめな退散を余儀なくされたが、そこで得た経験は貴重なものであったろう。社会変化の動力に身近に接し、切迫した社会問題についての解決口を模索しながら、また H. アーレンスやシュタインの社会哲学に接する中で、独得の社会概念と社会理論の構築へと向かう。この現れが『国家科学雑誌』第7巻(1851年)に載った「社会科学と国家科学」での社会概念であり、さらに職業身分別構成にもとづく議会制政治機構のプログラム提示であった。ひき続きハイデルベルク時代の主要業績とされる『国家科学の歴史と文献』(全3巻、1855-58年)が準備・公刊される。この浩瀚な書は「ドイツ人学者魂の、自由で賢明な判断の、非常に広大なものにもかゝらず、明析で論理的な表現力の総決算であり、非凡な成果<sup>10)</sup>と評されている。同じく、1859年には30年に及ぶ講義をまとめた『国家科学百科全書』(第二版、1872年)が出版される。この中に国家と社会に関するモールの博識がいかんなく示されている。

反動期の数年間、モールは深いペシミズムに囚われ、現実の政治にかゝわることはなかった。しかし、1857年ハイデルベルク大学の自由主義的な教授陣から大学を代表してバーデン大公国上院議員に送り出され、再度政治に関与することになる。以降、若干の中断期をはさみ、これを73年まで務め、かつ67-73年には議長に任じられた。この間、さらに重要な政治活動として、1861年早々、フランクフルト・アン・マインのドイツ連邦議会へバーデン政府大使として派遣され、その任務を70年まで続けたことがある。任期中の1863-4年には、連邦議会では時あたかもシュレスヴィヒ=ホルシュタイン問題が再燃し、モ-

10) E. Angermann, *u. a. O.*, S. 79.

ルはアウグステンブルク公フリードリヒのもとでの両公国の独立を支持した。しかし、ビスマルクとプロイセン軍は武力をもって強権的に両国をデンマークから奪取し、シュレスヴィヒをプロイセンに併合する（ホルシュタインはオーストリアへ併合される）。ドイツ統一に当たり、プロイセンの主導的役割を認めるのにやぶさかではなかったモールではあるが、これはプロイセンによる「道徳的征服」、つまり自由主義的制度のもとで道徳的政治力をたくわえ、これをもってドイツ統一の軸とする考えには逆行するものであり、ビスマルクの強権的で野蛮な政策であり、国を絶壁の淵に追いやるものとししか映らなかつた。モールの考えは当時の自由主義者達のそれであったが、この自由主義思想も時代の勢いにおされ、次第に退潮してゆかざるをえなかつた。モールの絶望感は大きかつたとされる。

1866-71年にはバーデン外交大使としてバイエルン王国のミュンヘンへ赴く。大使辞任後は、閑職としてカールスルーエにある会計検査院々長を勤める。71年8月27日には学位修得50年記念として諸大学より祝賀状を受けとり、チュービンゲン大学より学位も記念更新され、かつバーデン大公より爵位を授けられることになる。政治活動の最後を飾るものとして、1874年開設間もない帝国議会（Reichstag）議員に、Donaueschlingen 選挙区から選出されベルリンへ赴き、そこでは心ならずも当時の最大政党であった国民自由党（nationalliberale Fraktion）に属し、自己流のやり方で諸委員会で活動する。しかし、議員総会には姿を現わさなかつたという。1875年夏以来健康を害しながら、冬会期開院のためベルリンに向かい、11月4-5日にかけての夜、その地で死去した。

以上が75年余にわたるモールの活動の大筋である。研究者および政治家としてのその活動は誠に多彩である。三月前期に西南ドイツ地方の穏健で自由な政治的社会的風土の中で学問的修養を終え、若くして国法学者として自立し——後に、歴史的にはドイツ公法学の創設者とも目される——、ドイツの国家制度や議会制度、法体系、行政組織、社会政策問題への並々ならぬ関心と改革の意欲を抱くことになる。三月革命の激動にもまれ、民主勢力の敗北により深い挫

折感と大衆のエネルギーに対する恐怖感を味うはめになる。だが、このことがモールをして国家・社会に対するこれまで以上の理論的研鑽にかり立てることもなる。社会運動や社会主義思想との冷静、沈着な理論的対決を必須とし、このためなによりもまず社会の実体をつきとめ、その上に立ってあるべき社会運営と社会問題解決、国民参政と議会制度を構想してゆこうとする認識関心に動かされる。50年以降のモールの思索には三月革命をへたドイツ思想界の苦惱が色濃く映し出されてはいまいか。われわれの理論的関心をよぶところである。

国法学者、さらには政治家としてのモールの活動成果とその評価には別途の研究が必要であり、もとより本稿のなしえるものではない。従い、以下では論点をモールの社会概念、社会科学とその体系、社会統計についての所論に限定し、とりわけその社会概念がどのようにして社会統計学を規制し、関連しあっているかを問題とする。モールの多面的な研究活動とその成果は、残された諸論稿を死後しばらくして分類整理した E. メイェルの総括によると、次のような分野にまたがっている<sup>11)</sup>。

### I 国法学 (Staatsrecht)

- II 政策学 (Politik) A. 国制政策 1) 代議君主制 2) 代議民主制 3) 王権制  
4) 大臣の責任 5) 議院規則 6) 立法  
7) 公民権 8) 国家—教会関係

- B. 行政々策 1) 官庁機構 2) 内政々策 (行政学, 行政論)  
— a. 教育政策 b. 交通・通信制度の改善  
c. 社会政策— 3) 司法政策 4) 財政々策  
(財政学) 5) 外交政策

### III 国家科学百科全書

### IV 国家科学の歴史と文献

この中で、社会と社会統計に論点をしばって議論を進めるための材料は III と IV

11) E. Meier, Robert von Mohl, *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 34, 1878, S. 442 ff.

の分野に限定されてくる。分量的には国法学や政策学に比しはるかに少ないといわざるをえない。このことは当時の国家科学体系の中での社会科学と統計学の比重の軽さを、またモール自身の関心の度合も、こと統計学に関しては他と較べ低かったことを意味している。とはいえ、この中に、国状記述から社会的実証研究への過渡期に現われた統計学についての、本来的かつ最も素朴な姿が描かれ、その性格づけが残されているものと考えられる。

## II 社会の発見

1. 三月革命はドイツにおける国家統一、制憲、法体系、国民参政権、議会制度、さらには営業制度に及ぶ、国家と社会のあり方に関する幅広い根本的問いかけと議論をよび起した。革命の余塵いまだ取り切らない1851年、モールはこれまでの理論研究と社会的激動の直接体験をふまえ、旧来のドイツ国家科学に対する反省と批判の意を込め、新たな政治的な学問構成をうち出した画期的な論稿を公表する。これが先に触れた「社会科学と国家科学」<sup>12)</sup>に他ならない。

嵐の年にみられた社会動乱の再発を防ぎ、国民多数を秩序ある体制内にとり込み、広範な国民層の参加のもとで諸利益を調整すべく穏健な議会制を確立しようとするのがモールの考えであった。このためには、人々の拠って立つ生活の基盤はどこにあり、その実体はどのようなものか。これが究明されねばならない。こゝから、よく引合いに出されるモールの次の一文が生まれてくる。「社会 (Gesellschaft) という言葉が響き出した。この言葉は深い懸念をもって、他の人々からは毒を含んだおどしをもって語られている。講演や酒場では闘争のスローガンとして役立っている。強力な党派やもくろみ、また理論構成全体がそれによって表わされている。社会という概念、その特殊な存在、欲求、

12) R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft und Staats-Wissenschaft, Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 7, 1851, S. 3-71. [以下、引用に際しては、*Gesellschafts-Wissenschaft*、と略記する] また、この大部の論文の基本部分はすぐ後に大著、R. Mohl, *Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften*, Bd. 1, Erlangen, 1855, 中にある、1. Die Staatswissenschaften und die Gesellschaftswissenschaften, にとり挙げる論者と参照文献を膨らませながら取められることになる。[以下、引用に際しては、*Geschichte*、と略記する]

現在と未来が生活と科学の中におし入ってきて、意識、意欲、思考の全く新しい対象をもたらす。最初は全く不明瞭で、それ自体矛盾しているようにみえたものが、ますますその独自性と本来的な対立関係の中で姿を現わし、ますますよく理解されるようになっていく<sup>13)</sup>。社会という、これまで不可解とみなされてきたものがその正体を現わし始めた。

自然科学に較べ、人間思考や行為に関する科学、とりわけ政治的学問 (politische Wissenschaft) では、事実による反証や新たな法則の発見・修正が仲々進まない。約一世紀もの間、政治的学問は国家を軸にして種々議論してきたが、新たな事態に対応した理論形成・変形をへないまま、過してきた。時代への対応の鈍い政治的学問ではあるが、その中にいくつかの進歩の兆候もないではない。国家科学全体の中での諸事実や基本命題の整理は別にして、例えば独特の政治的学問としての統計学の基礎づけ、哲学的ヨーロッパ国際法にみられたような国際法の新たな編成、政治経済学全体の変形、といったものである。だが、こと社会という新たな言葉の意味するもの、それが示す事実へのとり組みは決して十全とはいえない。それは社会概念の検討の前に国家科学の壁が立ちはだかっていた、めである。このようにモールの眼には国家科学が死重として映る。

ギリシャ哲学と歴史記述の伝統の中で、これまで国家概念、その法則、外的現われ方、最良行動の方向——こういった国家についての理論的とり組みは十分につき重ねられてきた。少し過ぎて、観点は個別化し、国民生活のさまざまな側面についての特殊な科学的究明が始まった。この個別研究の進展が現時点での成果といえよう。この結果、国民生活の特質を解明するうえで、実に豊かな研究素材が現われてきた。この素材こそ社会とよばれるものに他ならない。

社会は今世紀に入って序々にその姿を人々の眼の前に現わし出した。初めは誤って捉えられながらも、近時急速にその重要性を増してきたことが意識され出す。確かにこれまでも、国家や国民の全体意思、また個々人の態度とは別に、広範な国民生活が独立に存在していることは漠然と、不明瞭ながら意識されて

13) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 6-7.

はいた。人間のこの結合部分については詩や怒りの表現の中で触れられたこともある。だが、これらはあくまで断片的個別的で、実りのないものでしかなかった。国家的ではない生活全体は国家諸制度や国家基本命題の中に埋没していた。しかし、今や鋭敏な観察者ならば、国家現象とは別の実体、つまり社会が現われ、改革の主眼は国家制度ではなく、社会改革こそが重要で、国家はその単なる結果にすぎず、さし当たっては改革の手段でしかない。このことが理解されよう。王国かあるいは民主政治かという問題よりも、今や労働の権利の方がより切迫した問題となりつゝある。国家制度よりも社会経済問題の方がより重要な問題、「メズーサの頭」になりつゝある<sup>14)</sup>。

このように社会の重要性を指摘した後、モールの眼は一転して、この社会と共に現われた危険な要素に注がれる。すなわち、社会と結びついてさまざまな党派が結成され、既成の国家的党派との間に不断の対立がくり上げられていく。社会変革の首唱者や追従者、それらの結社がくり返し出現し、力と人々の喝采を獲得してゆく。かつての国立作業所の理論（三月革命時の急進派の提唱）がそうであり、またバブーフ以来の社会転覆の陰謀然りである。これら現社会の敵はくり返し姿を現わし、極めて危険なやり方で権力に対抗しようとする。この結果が「恐るべき市街戦」であり、さまざまな色合いの旗印のもとで党派間の闘争がくり上げられ、さらにより血なまぐさい別の闘争がひき起され、社会のあり方を決めてしまうことすらある。しかし、これらのことを個人の頭脳のせいにはできないのであり、社会変革への志向は広い地盤を大衆 (Masse) そのもの、中にもっている<sup>15)</sup>。

14) こうした、モールが国家とは独立の人間共同生活の状態を「社会」として析出し、概念化しようとする点を指し、パンコーケは「社会の発見 (Entdeckung)」とよぶ。E. Pankoke, *Social Bewegung-Social Frage-Social Politik, Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert*, Stuttgart, 1970, S. 120.

15) 「今や、興奮をわき立てる国家のための新しい憲法草案は、恐れとか喜びをもって受けとられはしない。神秘的な社会の地下の火の海から、社会を変革しようとする教義がどこかで火山のように噴き出す時、万人にとり、そのような草案などはこの変革の教義に較べれば、はるかに後退したものとなる」(R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 7.)。これは三月革命を体験したモールの実感だったろうと思われる。

モールの考えでは、今や国制よりも社会経済が人間の共同生活のあり方・動向を左右する重要な要因となってきた。社会は大衆の動きを規定し、変革をさけぶ声は彼らを魅了し、社会結合間の対立と闘争をひき起し、流血の事態をも招きかねない。過ぎ去りはしたが、革命時の恐怖が根深くモールに残っていたものと考えられる。従い、こうした由々しき事態を未然に防ぐためにはどうすべきか、これが難問として解決を迫る。

事実領域にみられるこうした新たな事態は、思考と知識の世界にもこれまでになかった現象を伴う。それは、1. かつてのさまざまな国家ロマンやユートピアをこえ、社会とその法則、社会の欠陥や悪、社会変革についての数多くの研究が出現してきた。2. 散発的な初期の社会理論から、今や熟考された理論体系や完成された理論、さらには多様な学派といったものも形成されるようになった。3. もはや社会についての特定の考えに与すること——この中には社会主義者 (Socialist) も含まれるが——は決して「精神の病い」ではなく、しかるべき価値をもった正当な立場を公然と告白するものになってきた。4. さらに、多くの雑誌や新聞が現われ、理論的宣伝のみならず、社会的党派の意味から生活現象を捉えることにより、これらが人々の考えをおし拡め、意識を高めるのに役立っている。

こうした兆候をこれまで真剣に受けとめようとする努力はあったか。否である。今や、フランスの経験 (二月革命) その他をみるまでもなく、これらに対し無関心や防御的態度は許されない。モールはいう。「あらゆる側面からわれわれをとりまいてる社会についての考えをしっかりと眼に入れ、それをその事実の中で捉え、またその帰結の中で徹底的に考え抜く必要がある。社会についての真なることを承認し、生活と学問の中で社会にその十全な場所が与えられなくてはならない」<sup>16)</sup>。これを通じてのみ、ゆき過ぎを見出し、誤りに対する闘いを有効におし進めることができ、全ヨーロッパを教化してゆく将来性がこれに懸っているからである。

16) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 10.

こうした事実を認めることでは、政治家も国家の諸行動も立ち遅れている。これを政治家に望むべくもないとすれば、これこそ科学と科学者にまかせられた仕事であり、責任である。だが、科学者もこの新しい考え方を軽視しがちであり、変化を単に愚行と片づけ、新たな現象の内的真理を調べ活用してゆこうとする姿勢をみせなかった。社会という新たな現象の分析に対し、学問が準備不足であったことは否めない。研究を通じてのみ、この現象・新たな外的生活の先を進むことは学問の権利でも、また義務でもあるにもかゝらずである<sup>17)</sup>。

2. では、この新たな事実に対し、これまでの政治的学問はどのような取り扱いをし、問題をどう理解してきたのか。モールはその博識を活かし、社会に関するこれまでの理論的とり組みを検討し、その有効性を吟味する。そして、結論的には「これまでの学問はその課題に追いつかなかった」<sup>18)</sup>と断定する。

旧来の政治的学問の軸は国家科学であった。そこでは国家が対象で国家概念が中心とされていた。国家は本質的に異なった二様の関係から発生し、これに対応して国家を論ずるためのさまざまな素材の内的区分と国家科学体系内での学問分割が進んだ。まずひとつに、国家を構成する個別存在に注視すると、個々人はひとつの結合の中で特定の生活目的を実現し、最上位の意思に従う存在であり、逆に最上位の意思形成と実行への関与者ともみなされる。他方で、最上位の意思と行為、また国家権力そのものを直視すれば、その概念は範囲と対象、権利と義務に応じて確定され、あるべき現われ方と実際のそれ、種々の機関とその相互関係の中で具体的に展開されてきた。この二方向が組合さって、国家目的、国家権力とその担い手、公民権、国家省庁の規約、その活動内容と様式、こうした点に関する理論、つまり国家科学がとり挙げるべき論点が形づ

17) 実は、研究対象として国家と社会の分離が必要であるとする見解の表明は、既に1845年頃に始まっている。「ひとつの社会生活 (ein gesellschaftliches Leben) があり、これはその形態と目的を国家と共にせず、従って全く別のものとして科学的に説明されることが出来る」(R. Mohl, *Literarhistorische Uebersicht über die Encyklopädieen der Staatswissenschaften*, *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 2, 1845, S. 429.)。この見解は三月革命をへていよいよ堅固に、かつ現実的内容を盛込んだものに展開していったと考えられる。

18) R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 23.

くられてきた。

これらの論点は整理・分類され、特定の関係におかれ、国家科学体系が形成される。そこではまず事実認識と理論展開とが区別される。さらに、前者では事実の数え挙げ＝統計学と状態描写＝歴史学とが二分される。後者の理論展開においては、国家はその法、倫理、賢明さ (Klugheit) の観点から分析され、国法、国家道徳論、政策論へと分けられる。このように国家科学の範囲が確定してきた。

こうしてみると、政治的学問とは一方で国内の個々人に着目し、それらの要求と義務を、他方で個をこえた全体的な力 (Gesamtkraft) の関係を取り上げるものといえよう。しかし、この観点にはひとつの欠落部分がある。つまり、個と全体との間にあって、「同じく自己の法則をもち、このことからその探究と秩序づけを必要とする極めて広範な領域」<sup>19)</sup> の存在である。これまで誰も触れなかったこの領域を政治的学問の中にくみ入れることこそ、他ならぬ政治的学問自体の完成と、これまでの諸部分の正しい関連づけを可能にするものである。この領域とは、「国家とその命令によるのではなく、自分たちの直接の要求の一致、個別的ではあるがしかし十分な力をもった利益 (Interesse) を通じて人間が結合するような有機体 (Organismen) や生活圏 (Lebenskreise)」<sup>20)</sup> のことに他ならない。いかなる国民のもとでも、かゝる有機体や生活圏を欠いては生活が成り立たない。にもかゝらず、これまでこの事実を考慮を払った者はいなく、このためこの社会状態 (gesellschaftliche Zustände) の根拠づけと秩序づけは手つかずのまま、残されている。

では、このような誤り、つまり社会の無視はなぜ生じたのか。その原因は次の3点である。1. 社会が日常的なカテゴリーとしてはなじまなく、人々がそれを素通りしてしまった。2. 身分 (Stände) への配慮不足。国家制度とは別個の生命をもった独立の有機体として存続するのが身分制度であるが、それへ

19) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 13.

20) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 13.

の考察を欠いていた。3. 政治経済学 (die politische Oekonomie) の発展の不十分さ。このため、社会とそれについての科学の承認が妨げられてきた。国家科学の枠内では、経済は財政学と国民経済扶養 (Volkswirtschaftspflege,あるいは経済行政 ökonomische Polizei) としてその構成部分を成してはきたが、国家とは別の独自の社会生活を扱う国民経済学 (Volkswirtschaftslehre,あるいはイギリス風表現での National-Oekonomie) には、国家の外にある経済法則にかゝわるものとして十全な配慮を払わなかった。こうして、「社会を独自にとり扱い、そのさまざまな関係にわたって考えを徹底して究明することは、つい最近にいたるまで何らの話題ともならなかった」<sup>21)</sup>。こうモールはドイツ国家科学の狭隘さを衝く。特に、身分制度と経済現象のとり扱いがこれまでの国家科学から欠落していたとするその批判は、後に社会科学の体系を提示する際の伏線となっている。

本来、社会は国家との関係において、哲学的国法学か、あるいは国家科学の百科全書の中で論じられるべきものであったろう。また事実、これまでの理論史においてはモンテスキューヤルソー以来の伝統を受け、ドイツ国家論の文脈でも社会についての議論は残されてはいる。しかし、それらはあくまで断片的で不十分なものでしかなかった。例えば、カントにおいて、国家については種々述べられている。しかし、社会的有機体 (die gesellschaftliche Organismen) に関する議論はわずかであり、社会の科学的把握については何らの痕跡も残していないといわざるをえない。カント追随者も、国家哲学者 F. J. シュタールも然りであり<sup>22)</sup>、かのヘーゲルにおいても同様の批判を免れることはできない。なるほど、ヘーゲルは家族と国家の間に社会を措定し、その中に経済、法、行政 (Polizei) と団体 (Korporation) の三関係をおき、その法則を追求し、こ

21) R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 15.

22) シュタールは国家の要素として、共同体、身分とゲノッセンシャフトがあり、それらが独自の原則をもつことを認識しながらも、結局これら有機体の中に国家によって支配される、その補助的構成部分しかみていない、これがモールの批判点である。R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 17, *Geschichte*, Bd. 1, S. 85-6.

の中に社会的契機が盛込まれているかのような印象をもたせる。だが、これも見せかけのものでしかない。ヘーゲルの「市民社会」は現実的生活、国家とは独立した有機体を指すのではなく、個別（家族）から国家へゆきつくための弁証法的論理のひとつ、定立—対立—均衡という論理の一部分を成すに終わっている。その社会とは粗野で不当な欲望の体系システムにすぎず、現実的客観的性格は希薄である。モールはヘーゲルをもこのように論評し、その具体性の欠除を批判する。

このような不十分な先行研究ではあるが、近時これらとは異質な新たな研究が現われ始めた。この契機はフランスでの国家転覆（二月革命）にあり、社会概念の重要さが認識され、社会が意識された対象として登場し、その哲学的歴史的な把握が試みられるようになってきた。これら現代社会理論には二つの傾向がみられる。第1に、現代社会の変革を志向する批判理論である。ヨーロッパ社会の不正をたゞし、その変革を提示するサン・シモン主義、社会主義、共産主義の主張である。この傾向の特徴は、社会の経済的側面の重視と他方の道徳的精神的・文化的側面、また身分や人種（Race）組織の軽視であり、国家のとり扱いの不明瞭さである。これらは一面的であり、体制批判や新たな社会形成の提言も、狭く偏った観点からのものでしかなく、何ら科学的解決を与えるものではない。むしろ、「狂暴で、恐ろしい創作品」といってよく、人々を誤った方向へ導くことになりかねない。第2の傾向として、社会という生活圏を別種的生活圏との関連で解明する試み、同じくそれをひとつの歴史記述の中で提示しようとする試み、新たな社会科学を自由に理論構成しようとする試み、この三種のものがある。多くの論者がモールによってとり挙げられ、論評されているが、その中で最もすぐれた業績を残しているのがL. シュタインとH. アーレンスとされている。シュタインは社会運動を明敏な観察にかけ、また社会生活の歴史をたどりその特質を説明しようとした。だが、彼の観点は狭すぎ、社会の中に労働と所有体制による関係しかみていない。アーレンスの仕事は、社会に正しく内容ある概念化を施した点で大きな前進といえる。とはいえ、そ

こでも社会を形成する力をとり挙げながら、その実体を究明しないまま、その結果たるさまざまな社会的構成物 (gesellschaftliche Gliederungen, 個人、家族、共同体、国民、国民連合、人類連合) の枚挙に留まっている<sup>23)</sup>。

こうした理論史をたどって再度確認されることは、これまで等閑視されてきた大きな現象をその全存在と拡がりにおいて直視し、その直接の法則を捉え、それと国家の関係を明らかにする課題は未解決のまま残されているという点である。これには、これまでどの派の理論的試みも成功しているとはいえない。

これまでの理論的欠陥を除去するためには根本的な変化が必要である。欠陥をとり除く必要は次の二つの理由から出ている。第 1 に、国家科学そのものを再建しなくてはならないこと。国家の状態が新たな波にもまれ、動揺し、破局に面している中で、国家科学の新たな一般命題を確立し、国家の本質についての新たな理論を形成しなくてはならない。これまでの国家論では、個別生活と全体意思の秩序との間には間隙があった。この間には、「哲学の何ら夢みることの無いあるもの」<sup>24)</sup>、ひとつの大きな人間関係が介在しているのだが、その考察がないがしろにされてきた。従い、課題は国家問題解決のため確かな支柱を立てることであり、社会の本質、ならびに社会と国家の関係を正しく観察することであり、かゝる理論によってこそ大きな錯綜と恣意に対する防波堤が築かれよう。第 2 に、今日の最大の実際問題としてあるのが「社会問題」(Gesellschaftsfrage) である。これによって、かつてない危機的状況がもたら

23) モールの見解に大きな影響を与えたとされるシュタインについては、次の二著が参照すべしとされている。L. Stein, *Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs*, Leipzig, 1842. 石川・石塚・柴田訳『平等原理と社会主義』法政大学出版局, 1990年。 *Geschichte des socialen Bewegung in Frankreich*, 3 Bde, Leipzig, 1850. この序論部分の邦訳がいくつかあるが、最新のものとして、森田勉訳『社会の概念と運動法則』ミネルヴァ書房, 1991年, が出ている。同じく、アレンスについては、H. Ahrens, *Cours de droit naturel*, 2. ed., Paris, 1844. その自らの独訳が、*Das Naturrecht*, Wien, 1851, として刊行されている。次には、*Organische Staatslehre*, Bd. 1, Wien, 1850, が参照されるべきものとして挙げられている。アレンスを批判しつつも、この後著『有機的國家論』にある、社会を構成するさまざまな組織体の経験的分類から、モールは大きな示唆を得たとみなされる。R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 21-3, *Geschichte*, Bd. 1, S. 81, S. 86-7.

24) R. Mohl, *Gesellschafts-Wissenschaft*, S. 24.

されており、敵は外ではなく内部にあり、争いは内乱をひき起こす。急進的な社会変革者側が時代の勢いを制する前に、社会の正しい概念設定、それぞれの要求のゆき過ぎや不条理の是正、真の社会科学の展開——これらをもって攻撃してきた敵を撃退しなくてはならない。とはいえ、両陣営（急進的変革側と穏健的改革側）間の分裂はまだそれほど大きくはなっていない。現実の誤りに対する理論的説明と沈静化のための改善は可能である。このため対立する理論＝社会変革者の命題には、確かに嫌悪すべき狂気が含まれてはいるが、それと共に正しい批判や争うことのできない真理のあることを認め、それを克服する理論と行動のための基本命題をこちら側から提示することが急務となる。これはいってみれば、「精神闘争」(der geistige Kampf) で敵を倒すことに他ならない。「誤れる社会理論は正しい社会科学によってのみ克服されうる」<sup>25)</sup>。これは有能な学問従事者のみにまかせられた仕事でもある。社会問題解決にはこのような理論的検討と並んで、さらに現状の実際的改善も必要であり、これなしには爆発の種はいつまでも残り続ける。

以上、闘争を回避する手段、ひとたび闘争が生じた場合の勝利の手段、これは社会問題の取扱いに対する正しい基本命題を確立すること以外にはありえない。学問によってのみ解決の道筋が明らかにされ、それにのっとり現実生活の中にも然るべき制度がつくり出されよう。社会問題の検討と解決のための科学的営みを企画することが目下のさし迫った仕事であり、目的にかなったこと、いえよう。

みてきたように、ところどころにかなりエキセントリックな表現を挿みながら、モールは旧来の国家科学では的確に処理しえない存在と問題を明らかにし、かつての社会動乱の再発を防止する方策提示の必要を説いている。それは社会そのものをとり出し、その実体をみきわめ、社会についての正しい理論を構築し、これをもって悪しき社会理論を退けること、このことにより国家と社会の安定のための制度をいつ、どのようにしてつくり上げるかを見通すことである。

25) R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 26

理論と実践（制度づくり）が一体となって、社会的危機をもたらす「社会問題」を解決することが可能となる、このことを力説するのがモールであった<sup>26)</sup>。

---

26) ドイツにおいて、社会問題の重要性を最初に説いた論者のひとりとされるのがモールである。「闘争回避の手段になると同時に、不幸にしてそれを防ぎえなかった場合に關いて勝利を収めるために必要となるのが、社会問題取扱いに対する正しい基本命題確立なのである。……たゞ、すべての大きな問題で、とりわけ必要なのは、学問が解決を定式化することである。その次に、力と行動の人 (Männer der Macht und Handlung) が確固たる拠り所を得、いかにしていつ、この定式から制度をつくるかを見通すことになろう」(R. Mohl, Gesellschafts-Wissenschaft, S. 26-7.)